

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案要綱

第一 次に掲げる法律の特例に関する措置について追加その他所要の規定の整備を行うこと。

一 特定農業者による特定酒類の製造事業に係る酒税法の特例

内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特別区域内において農林漁業体験民宿業等を営む農業者が、自ら生産した果実を原料とした果実酒を製造するため、果実酒の製造免許を申請した場合には、当該製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないことその他所要の規定を整備すること（新第二十八条関係）。

二 特産酒類の製造事業に係る酒税法の特例

内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特別区域内において地方公共団体の長が地域の特産物として指定した農産物を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者が、果実酒又はリキュールの製造免許を申請した場合には、当該製造免許に係る最低製造数量基準を引き下げる（新第二十八条の二関係）。

第二 施行期日等

一 この法律は、平成二十年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行すること（改正

法附則第一項関係）。

二 この法律の施行に關し必要な経過措置を定めること（改正法附則第二項関係）。